

## 令和6年度 第1回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 令和6年7月30日 火曜日 14:00～16:00  
会 場 仙台市都市整備局会議室  
出席委員 佐々木 和之委員、佐々木 慎太郎委員、恒松 良純委員、  
山畑 信博委員  
事務局 都市整備局計画部長、都市景観課  
青葉区街並み形成課、宮城野区街並み形成課、若林区街並み形成課  
太白区街並み形成課、泉区街並み形成課

### 【議事】

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

##### <審議事項>

- ・屋外広告物ガイドライン及び広告物表彰制度の検討について

##### <報告事項>

- ・デジタルサイネージによる屋外広告物のあり方検討について

#### 3. 閉 会

### 【議事録】

#### 1. 開 会

○司会（都市景観課 大友係長）

ただいまより、令和6年度第1回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会を開会いたします。

—配布資料確認—

#### 2. 議 事

○司会

それでは、これより景観総合審議会屋外広告物部会の議事に入ります。

本日は委員5名中4名の出席でございますので、仙台市景観法等の施行に関する規則第35条第2項の規定により、会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、規則第35条第1項の規定によりまして、恒松部会長に議長をお願いいたします。

○恒松部会長

議事に入る前に、今回の議事録署名人を指名します。私のほかに委員名簿順ということで、佐々木和之委員にお願いします。

ここで、会議の公開と非公開について確認します。

本日の審議については原則として公開とし、特定の個人を認識し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とするということによろしいでしょうか。

(委員了承)

○恒松部会長

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

では、議事に入ります。本日は、審議事項が1点と報告事項が1点です。はじめに審議事項の屋外広告物ガイドライン及び広告物表彰制度の検討について事務局から説明をお願いします。

・屋外広告物ガイドライン及び広告物表彰制度の検討について

○事務局（都市景観課 田原主任）

—資料1-1、1-2、1-3により説明—

○恒松部会長

事務局からの説明について、屋外広告物ガイドライン及び表彰制度の検討と幅が広いため、資料ごとに意見ををお願いします。

○山畑委員

資料1-2の2ページの下に記載のある、拒む形の例について、うちの店だけ目立てばいいというのは、拒む形と言えるのかどうかというところが引っ掛かりました。これを拒む形に入れたというのは、何か理由があるのでしょうか。

○恒松部会長

挿絵のところの左上のコメントですね。

○山畑委員

そうです。

○事務局（田原主任）

屋号などの看板について、大きく目立つ物をつけることは拒む形になるという話を景観総合審議会堀会長としており、それを踏まえて記載したコメントです。

○山畑委員

看板は目立ったもの勝ちというような考え方がありますが、それは拒むというよりも、目立たせることで、看板を見た人の気に留めさせ、来店させたいという意図があるものだと思います。目立てばいいという看板を掲出した人にとっては、拒むということはあまり意図していないのではないかと思います。

○事務局（大友係長）

内容を検討させていただきます。

○恒松部会長

拒む意思はないけれども、結果的に拒んでいるようになっているということですよ。その他、資料1-2に対して意見や質問などがあればお願いいたします。

○佐々木(和)委員

全体的によく整理されました。ただ、「景観をまもる」という言葉が出てきてから感じたことについて、「まもる」というに関して、景観をさらに際立たせる、高めていくという意味合いも含まれてくるかと思いますが、「まもる」からそれらの意味合いが伝わるかなということを少し心配しています。ガイドラインの中ではそこら辺の補足があって良いかもしれません。

○恒松部会長

ファサードデザインではなく、今後作成する「その他の看板」のほうに対する意見ですね。

○佐々木(和)委員

そうです。「まもる」ということの意味合いを明確にすることは、表彰制度の取り組みにも繋がることだと思います。

○事務局（大友係長）

景観の創造、景観の保全と大きく2つに分けたときの分かりやすさみたいなのも考えて「つくる」と「まもる」という表現にしているのですが、より伝わりやすい表現ということも考えたいと思います。

○恒松部会長

ページ順に見ていくと分かりやすいかと思うので、そのようにします。では、はじめに、この表紙の裏側ですが、これは施主に向けたメッセージということによろしいですか。

○事務局（大友係長）

そうです。今回のガイドラインは、タイトルに「店先づくり編」と記載しているように、事業者の方が施主の方に説明するのに使用することや、施主になる店のオーナーがこれを見てやってみようというふうに思っていたくことを狙って作成しております。

○恒松部会長

では、次は第1章について、人は何を魅力的だと思うかということの解説はいかがですか。先ほどこの拒む形のところで指摘がありましたが、他に何か意見あればお願いします。

○山畑委員

2ページで例示されているベンチについて、これはアフォーダンス※1の話だと思います。こういう形状のベンチであれば、もう誰でもこれはベンチであり、座って休むことができるものであるということは理解できると思いますが、あまりベンチっぽくないけれども、つい座りたくなるというような事例があれば、それでもいいかと思います。メッセージの説明として、この事例でもいいとは思いますが。

※1：人を導くデザインのこと

○恒松部会長

このようなところでも座って良いということが分かるような事例が良いということでしょうか。

○山畑委員

そうです。何かあると座ってみたいくなる、アフォーダビリティというか、アフォーダンス、何かその形が行為になるという関係で、人間は自然にそれを行ってしまうという理論の説明だと思います。今のままでも分かりやすいので、これでいいとは思いますが。

○恒松部会長

ベンチっぽくないところで人が休んでいるような、良い事例がありますか。

○事務局（大友係長）

良さそうなものがないか、検討してみます。

○恒松部会長

検討してもらえればと思います。他にいかがでしょうか。

○佐々木(慎)委員

2ページの誘う形のイラストに「こういうお店だよ、ごゆっくり、中も見てみて、癒やされて」などの吹き出しがある中で、「こういうお店だよ」の突出看板だけ表示が小さいので、建物にもう少し小さい看板も付けたほうが良いと思います。また、看板らしい看板はその突出看板だけなので、何か文字を入れる等をして良いかもしれません。

○恒松部会長

サインとして示せるものがあつたほうが良いということかと思ひます。

○事務局(大友係長)

検討します。

○恒松部会長

時間に限りがあるので、次の第2章に移ります。いかがでしょうか。

○佐々木(慎)委員

4ページの写真に記載されている番号は何を意味するのでしょうか。

○恒松部会長

写真の下にある表の一番右の列と連動していると思ひますが、合っていますか。

○事務局(田原主任)

合っています。

○佐々木(慎)委員

「挨拶の装置」が「花・植物」の1つしかないことになりませんが、分かりづらひように感じます。

○恒松部会長

花・植物以外に何かありますか。

○事務局(大友係長)

今は回答できませんが、検討します。

○山畑委員

ヨーロッパだと、店先に色鮮やかな花を置いている店もありますよね。使用された写真

では、たまたま花が置いていなくて花がない植物だけが置かれてしまっています。花の鮮やかでにぎやかな感じが分かる写真があると良いと思います。

○恒松部会長

他にはいかがですか。

私からも話したいことがあります。第1章で誘う形について紹介がされており、第2章で誘う形をつくるための挨拶やお客さんを迎え入れる、集客などと挙げられていますが、それらのキーワードとの連動がいまいち見えてこない感じがします。第1章で関連の話があって、第2章でこれを具体的に説明するところなるという構成のほうが良いように思っており、今の構成では、第2章で急にお客さんに関する話が出てきているように感じてしまい、唐突感があります。

これまでの作成経過を分かっているため、すんなり読めていますが、初めて見た人にとっては唐突感があるのではないかということと、丸数字は、丸数字ではないほうが良いのではないかという、感想レベルでの意見です。これらが駄目かと言われると、そう言うことではないのですが。

○事務局（田原主任）

4ページの表と5ページ以降の各写真のつながりや、あと挨拶・迎客・集客の装置が大事であることへの言及は、4ページの中段に一文あるのですが、改めて構成について検討します。

○恒松部会長

そうですね。そうすると見やすいかなと思います。ほかに第2章のところでの意見はありませんか。また何かあれば、後ほど伺います。

第3章「魅力的な看板づくりのポイント」ということで、具体的な事例を出しながら解説する内容としてあります。こちらはいかがでしょうか。

○山畑委員

第3章8ページ「素材や質感、立体感を活かす」ということと、9ページ「のれんを活用する」について、まず、のれんに関しては、必然的に和風のものに関する事例が多いのかなという感じがしますが、8ページの質感を活かしたものに関する事例も和風のものが多く感じます。もう少し洋風のもので質感のいい事例があれば、バランスが取れるかなと思いました。

○事務局（大友係長）

良い事例がないか、探してみます。

○恒松部会長

ほかはいかがでしょうか。

第3章のターゲットに応じたデザインについて、ターゲットの違いなど、具体的な記述はどこにありますか。

○事務局（田原主任）

12ページでターゲットに応じたデザイン、大きさ、設置位置とするという内容で、例えば、歩く方向に直交させる、自動車運転者にも見えやすいサイン、大きさとする、小さくても作り込んだ看板とする、などというような内容で、写真等の解説を入れています。

○佐々木(慎)委員

この「ターゲット」って誰なのでしょう。客層もあると思いますが。

○事務局（田原主任）

例えば、歩行者や自動車運転者などを指しています。

○佐々木(慎)委員

そうであれば、掲載する写真については、歩行者が見ている広告物とするならば、現在のものは広告物がアップで掲載されていますが、もう少し遠目から撮ったものにしても良いかもしれません。12ページ右下の写真は、自動車運転者の見え方と同じようになっていると思います。仙台朝市の写真については、歩行者からの見え方と同じようになっていると思います。その上2つの写真については広告物をアップにして写しているから、ターゲットが誰なのか分かりません。

○恒松部会長

位置と大きさに関する定量データがないため難しいところです。なんとなくのイメージはすごく伝わりますが、いざ具体的にしようとした時になかなか書きにくいと思います。結局はケース・バイ・ケースでの検討が必要になるため、今の説明では足りないように見えてしまうのだと思います。

これは感想ですが、拒む形で看板を掲げるのは良いこととしていませんが、掲載写真の事例は良い事例として認めているのでしょうか。仙台朝市の看板は、デザインからすると、拒む形に近いように見えて、少し矛盾を感じてしまうのですが、迎え入れる感じがあって良いということですか。また、15ページ一番右上の写真についても、タイプとしては拒む形に近い感じがするので、ガイドラインに掲載する事例として危ういように思いました。

○事務局（大友係長）

ターゲットについては、単に歩行者を想定して記載していますが、歩行者の属性についても意識したいと思います。また掲載する写真についても調整したいと思います。

○恒松部会長

他にはいかがでしょうか。最終ページの二次元コードはどこに飛ぶようにするのですか。

○事務局（大友係長）

本市のホームページに繋げる予定です。

○恒松部会長

アクセスすると、どういうページが見られるのですか。

○事務局（田原主任）

説明書きしているような内容で作成されたページがご覧いただけますが、屋外広告物の表彰制度については、これから作成する予定です。

○恒松部会長

ガイドラインには載せ切れなかった情報がここにアクセスすると、分かるようになっているということですね。

○山畑委員

阿部蒲鉾店の同じ写真が3回出てきます（表紙裏面、13ページ、16ページ）。全体の中での位置づけを見せる写真として必要だと思いますが、例えば、16ページのコラムで掲載する写真であれば、お店を正面から撮影した写真でもいいのではないかと思います。

○恒松部会長

異なるアングルの写真があったと思うのですが。

○事務局（大友係長）

正面から撮影した写真もあるのですが、雨の日に撮ったものであるため、使いませんでした。検討します。

○恒松部会長

次に資料1－3 広告物表彰制度についてです。質問や意見はありませんか。



○佐々木(慎)委員

表彰対象者が広告主・デザイナー・施工者とされていますが、応募した人が表彰対象者と全く関係ない人である場合、応募した人には何もないのですか。

○恒松部会長

応募したというのは、「この広告物が良いですよ」と推薦した人ということですか。

○佐々木(慎)委員

そうです。

○恒松部会長

この制度は自薦することが前提となっているのですか。

○事務局(田原主任)

表彰制度を検討し始めた理由として、ガイドラインをたくさん使ってもらいたいという考えがありました。そのため、広告主やデザイナー、施工者の自薦を想定して制度設計を進めてきたところがあります。現時点では、他薦の受け付けを想定しておらず、いわゆる市民意見のようなものは、一次審査などの選考過程で取り入れることが出来ないかと考えています。

○恒松部会長

他薦も受け付けるほうが良いということでしょうか。

○佐々木(慎)委員

募集開始時は誰に向けて広報するのかということです。例えば、他薦も受け付けることとして、大々的に広報すれば、様々な方からの応募も期待できるのではないかと思うのですが、そうではなくて、あくまでも広告主だけとするのであれば、現在、看板を出している人しか応募できなくなります。

新しく看板を出すなどという人は、屋外広告物の掲出許可申請等で区役所に来ることになるため、ガイドラインを知る機会がありますが、既に掲出中の看板の所有者はガイドラインを手取る機会がないと思うので、現在の制度案だと、上手くいくのか疑問があります。

仮に、仙台市から現在、広告物の掲出許可を出している申請者に一斉に案内を送ることにしたとしても、許可不要、無許可で掲出されている看板はたくさんあります。仙台市に申請がされていない看板の中にも良い看板はたくさんあるでしょうから、表彰制度の周知方法を考えた時に、それらの看板が表彰対象から漏れてしまうのではないかと思ったため、

確認しました。

○事務局（田原主任）

ガイドラインの表紙でも示しているように、今回の内容は「魅力ある店先づくり編」としており、お店のオーナーやそのデザイナー、施工者がターゲットになってくるので、そのための広報は工夫が必要と考えています。

一方で、後にまとめる予定とした、「杜の都の景観づくり編」については、広告主なども対象に含まれてくるため、そちらについても対象者に合わせた広報を考えたいと思います。

○恒松部会長

現時点では、基本的に自薦のみを受け付けるという方向で引き続き制度設計を進めてもらえればと思います。他にはいかがでしょうか。

○佐々木(和)委員

初回の募集対象は、施工から何年以内のものまでを受け付ける予定ですか。

○恒松部会長

何か検討していますか。

○事務局（田原主任）

今後、検討する予定です。

○佐々木(和)委員

例えば、5年前に施工された看板でも応募できるのでしょうか。募集する年より前の年に施工された看板を受け付けるのは初回のみなのでしょうか。それとも、ずっと募集する年から5年前までの看板は受け付けることとするなどの運用を行っていくのでしょうか。

○事務局（大友係長）

今後検討予定ではありますが、表彰制度開始の3年間は初動期と位置付けており、その期間は色々としながら取り組みたいと考えています。

○佐々木(和)委員

できるだけ多くの広告物が表彰されるようにしてほしいです。

○恒松部会長

まずは3年間取り組んだ上で問題点を洗い出す。それ以降は、初動期での形式を継続するのか、異なる形式とするかは、その時に考えたもので、表彰制度をブラッシュアップしていきたいとの考えであったと思います。

○山畑委員

審査の流れで市民意見聴取とありますが、どのような属性の方々からどのような方法で意見聴取する予定でしょうか。方法によっては偏りが出てくると思いますが、想定されている方法があるのであれば教えてください。

○事務局（田原主任）

市民意見の聴取については、庁内や市主催のイベントでのパネル展示、学生へのアンケート実施等を想定しています。

○山畑委員

学生へのアンケートは、どのような形式で行うのですか。

○事務局（大友係長）

具体的な実施方法はこれからの検討ですが、主に大学生を対象として、スマートフォン等を使って回答いただくような方法が取れないかと考えています。

○恒松部会長

属性の偏りはあまり気にしないということで良いですか。

○事務局（大友係長）

属性の偏りについての検討はこれから行います。手探りで進めているものであり、属性に偏りがあるのではないかということについても、先ほどの指摘を受けて認識したので、そこも含めて検討していきたいと思います。

○山畑委員

二次審査までの流れを見ると、聴取した市民意見がそのまま二次審査での評価に直結するのではなく、二次審査における参考意見として扱うということですね。

○事務局（田原主任）

市民意見については、二次審査における参考意見として取り扱うことを考えています。

○恒松部会長

応募が30件に至らなかったら、全ての応募が一次審査を通過するということになりませんか。

○事務局（田原主任）

そうなります。一次審査における採点は事務局で実施する予定ですが、審査基準なども含めて、実際に取り組んでみて変更する内容も出てくると思います。そのため、30件以上の応募があり、事務局で採点して選外になった案件が出てくる場合についても、二次審査の際には、全ての案件を提示できればと思っています。

○恒松部会長

事務局による採点結果も確認してもらおうということだと思います。採点表や審査基準については3年間で精度を上げていくことになるかと思いますが、審査基準は事務局が使うものであるため、更に細かく作りこむ予定なのでしょうか。

例えば、定量的に、同じ案件に対して誰が採点しても点数にばらつきが出にくくなるのか、それとも定性的に、デザインについて個々の意見が入るような審査基準も設けるのか、少し気になりました。

○事務局（田原主任）

一次審査の採点表については、採点者が異なることで点数にぶれが出ないように、採点の考え方を内部用に整備する予定です。

○恒松部会長

「杜の都の景観づくり部門」は、今後、ガイドラインを作成して、そのガイドラインを踏まえて配点等の審査基準を検討するということですか。

○事務局（田原主任）

そうです。

○恒松部会長

他にはいかがですか。全体を通して何か気になる場所などがあればお願いします。

本議事は来月27日の景観総合審議会でも付議するとのことであるため、本日の審議を踏まえた修正については、審議会前に各委員に説明できますか。それとも、だいぶ仕上がってきたので、このまま審議会に付議しますか。

○事務局（大友係長）

部会委員の皆様には審議会前に修正内容を説明できればと思いますが、実施方法については相談させてください。

○恒松部会長

分かりました。また、何かあれば事務局まで連絡をお願いします。他にはいかがでしょうか。

（委員了承）

・デジタルサイネージによる屋外広告物のあり方検討について

○恒松部会長

それでは、次は報告事項です。「デジタルサイネージによる屋外広告物のあり方検討について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市景観課 藤原主任、神保技師）

—資料 2-1、2-2 により説明—

○恒松部会長

事務局からの説明について、意見や質問をお願いします。

○佐々木(慎)委員

デジタルサイネージは設置などよく手掛けていますが、顧客が一番気にするのは輝度です。設置後に眩しさを気にする顧客に対しては、それが気にならない程度まで輝度を調整するなどの対応をしています。

設置後の許可申請の手続きに携わることがないため、詳しくは分からないものの、デジタルサイネージは特殊照明装置に分類されるため、仙台市でも現場を確認したほうが良いのではないかと考えていますが、現状、設置状況は確認されていないと思います。

今後、デジタルサイネージのあり方を検討する中で、デジタルサイネージに係る申請許可については現場確認を必須とする方向で考えたほうが良いのではないかと考えています。

デジタルサイネージが眩しいという苦情があるのは事実であり、私自身も国分町で仕事をしている最中に、デジタルサイネージに関する苦情はどこに言えば良いのかと聞かれたこともあります。その際には、仙台市に言えばいいのではないかと答えましたが、現在のままだと、今後、同様の苦情は増えると思います。

○恒松部会長

輝度に対する規制はないのでしょうか。

○佐々木(慎)委員

ありません。多分グレーゾーンだと思います。

また、デジタルサイネージで流す映像の内容に対する規制の有無については、私は分かりません。ただ、風営法による規制があるので、それに違反する映像は流れないと思います。例えば、国分町の入り口でキャバクラの映像を流そうとすると、板面の向きについて、道路に向いているのか、幹線道路に向いているのかなど、細かなところまで詰めて考えていかないといけないです。

デジタルサイネージによる広告物は何でも映像化できてしまうので、何かしらのルールについて、今後、何年かかけてでも決めていかないといけないのではないかということを考えています。

また、この前、首都高を走っていたのですが、5、6年前は屋上看板として電光掲示板が数多く掲出されていたものについて、道路から見える範囲ではありますが、数が大分減っていました。おそらく、東京都のほうでは何かしらの規制が導入されたのだらうと思いつながりながら見てきました。

○恒松部会長

現地確認など考えていることはありますか。

○事務局（神保技師）

デジタルサイネージについて、輝度や表示内容に関する規制は行っていません。今後、あり方を検討していく中で、規制についても考えなければならぬと思っています。

また、東京都をはじめとする他都市の事例についても、これから検討を行う際の参考にしたいと考えています。

○山畑委員

東京都では、プロジェクションマッピングを実施しようとした時に、首都高の運転手からどのように見えているのか、警視庁と一緒に実証実験を行っています。

実験結果を踏まえて、プロジェクションマッピングについては、地区を限定としたり、広告は投影面の大きさの3分の1以下（面積×時間）は許可したりするというようにしました。

○佐々木(慎)委員

プロジェクションマッピングは信号と似ているところがあるので、実施にあたっては警

察に相談した上で、色については、信号と混同するトーンや卑わいなトーンは避けて、決めていきます。

デジタルサイネージや電光掲示板の映像は、運転中のドライバーが視認してしまうので、交通管理者である警察との協議が必要なのではないかと思っています。

○山畑委員

プロジェクションマッピングについては、様々な色の点滅、色の変化があります。近くで見ると、かつて放送されたテレビアニメで、テレビから流れる映像が明るすぎて、観ていた子供が体調を崩してしまうという事故が起きましたが、それと似たような状況が起こる可能性があるため、東京都ではNHKと民放が作成した基準を参考にして、光の点滅の秒数などを定めています。

○恒松部会長

東京都の基準はイベントの開催に係る申請を受け付けた際に、その内容に対して規制をかけるのでしょうか。それとも、何か設置する際に規制をかけるのでしょうか。

○山畑委員

設置する際に規制がかかります。また、東京都では、プロジェクションマッピングが活用できる地区を指定した上で表示等について規制をかけています。

○恒松部会長

東京都の規制は、看板として常設したデジタルサイネージに対しての取り決めではなく、仮設のようなイベントに対する取り決めなののでしょうか。

○山畑委員

イベントの場合もあるし、常設の場所のどちらもあります。ただ、表示内容に関しては、公益的なもののみとするなど規制をかけているようです。

○恒松部会長

(事務局に対して) 表示内容までコントロールできるのか、しっかり確認したほうが良さそうです。

○佐々木(慎)委員

そのビルに入っているテナントのみの広告として使う場合もあれば、道路沿いのデジタルサイネージや掲示板では、広告毎に掲出料を徴収している場合もあると思いますが、広告毎の場合は、規制が大変だろうと思います。

デジタルサイネージそのものが、今後もっと増えるのか、現状が維持されるのかも、まだ見通せません。デジタルサイネージの規制については、他都市では徐々に導入されてきていますが、どのようなことが行われているのかを確認する必要もあり、とても難しい問題です。

○恒松部会長

デジタルサイネージに関する不具合があると仙台市に相談に行くという話がありましたが、相談を受けた際の対応はどのようなことをしているのですか。

○事務局（神保技師）

表示内容について、例えば先ほどあったように、いかがわしい広告が出ているという相談を受けると、屋外広告物条例では規制ができないため、風営法や青少年健全育成条例などでの規制を考えることとなりますが、それらで規制ができなくなると、表示内容については制限できないこととなります。

○山畑委員

先ほど輝度を調整しているとの話がありましたが、例えば、夜になったら輝度を落とすなどの調整は容易にできるのですか。

○佐々木(慎)委員

おそらく難しいのではないかと思います。少し前の話ですが、調整作業としては、数値を決めて設定するだけだったので、昼と夜で自動に切り替わるというものではありませんでした。現在の機器はもっと性能が良くなっているかもしれません。

○恒松部会長

スマートフォンでも周辺環境によって、モニターの明るさが自動で変わりますからね。他にはいかがでしょうか。

○佐々木(慎)委員

デジタルサイネージと電光掲示板は一緒に考えて良いのでしょうか。屋外広告物として見る電光掲示板と、建物内に設置した大画面のモニターを外向けに表示しているデジタルサイネージでは扱いはどうなるのでしょうか。今後、問題になるのが目に見えており、屋内設置だから屋外広告物ではないと整理されると、そのとおりではあります、釈然としません。



○事務局（大友係長）

そこは悩ましく思っている問題です。建物内でガラス面の内側に設置しているようなものも対象として制限をかけている自治体もあります。本市としましても、そのような事例を参考にしながら、検討を進めたいと考えています。

○佐々木(慎)委員

資料1-2に掲載されている「CROSS B PLUS（クロスビープラス）」について、全面ガラス面があり、その内側に設置されているモニターの映像が全て外から見えますが、それらは建物内へ人を呼び込んでいるようにも感じられます。ただ、屋内に設置しているからと言って、屋外広告物に対してかけられる規制が何もかからないということが、いかなるものかと思ってしまう。

○恒松部会長

今後の進め方としては、まずは他都市事例として、デジタルサイネージへの対応状況や生じている問題点などを調査した上で、仙台市の対応を考えていくということでしょうか。

○事務局（大友係長）

まず、今回の部会は、あくまでデジタルサイネージに関する本市の現状を報告するという内容にしています。そのため、事務局としては、今後、更に理解を深めていくとともに、本日の皆さまからいただいたご意見を踏まえて、検討を進めた上で、次回の部会でまたご議論いただきたいと考えています。

○恒松部会長

これから色々と調査するのとのことですが、追加で意見などありますか。

○佐々木(慎)委員

デジタルサイネージは中心部で集中的に掲出されており、仙台市では許可申請を受けていると思うので、仙台市で把握できているサイネージについて、写真などで設置状況が知りたいです。その他には仙台市以外の事例も対象として、デジタルサイネージで多い苦情や規制内容も分かる資料があると良いです。

○恒松部会長

可能な範囲で収集して、報告してもらえると良いかと思います。

○山畑委員

自家用広告物を表示するためにデジタルサイネージを設置している案件があると思いま

すが、それも調べてほしいです。

佐々木(慎)委員

他都市で導入されている規制等で、例えば災害が起きたときに速報を流すシステムを入れなければならない等があれば、教えてもらえると良いです。

○恒松部会長

今後の検討に向けて、まずは他都市の状況を調査してもらえればと思います。

○佐々木(慎)委員

関東では3D映像が流行っており、確か、仙台でも小規模ながら恐竜が飛び出てくるような映像が流された事例があったと思います。今後、当たり前のようになる可能性があるので、調べてみても良いかもしれません。

○恒松部会長

他にはいかがでしょうか。

何か気づいたところがあれば事務局へ連絡をお願いします。本日の部会から出された意見を踏まえて、事例調査を行っていただき、次回の部会で結果を報告してもらえればと思います。

(委員了承)

○恒松部会長

本日の議事は以上となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

### 3. 閉 会